

久喜市議会
令和8年定例会
令和8年5月招集会議議案

議 案 目 録

議案第 1 号	久喜市教育委員会委員の任命について	1
議案第 2 号	久喜市監査委員の選任について	2
議案第 3 号	久喜市監査委員の選任について	3
議案第 4 号	久喜市公平委員会委員の選任について	4
議案第 5 号	久喜市公平委員会委員の選任について	5
議案第 6 号	久喜市公平委員会委員の選任について	6
議案第 7 号	久喜市固定資産評価員の選任について	7
報告第 1 号	建設改良費の繰越額の報告について	8
報告第 2 号	継続費逓次繰越額の報告について	10
報告第 3 号	建設改良費の繰越額の報告について	12
報告第 4 号	専決処分の報告について（久喜市税条例の一部 を改正する条例）	14
報告第 5 号	専決処分の報告について（久喜市都市計画税条 例の一部を改正する条例）	20
報告第 6 号	専決処分の報告について（久喜市国民健康保険 税条例等の一部を改正する条例）	24
報告第 7 号	専決処分の報告について（（仮称）久喜市立鷺 宮義務教育学校校舎等整備（建築）工事の請負 変更契約の締結）	28
報告第 8 号	専決処分の報告について（（仮称）久喜市立鷺 宮義務教育学校校舎等整備（電気設備）工事の 請負変更契約の締結）	30
報告第 9 号	専決処分の報告について（（仮称）久喜市立鷺 宮義務教育学校校舎等整備（機械設備）工事の 請負変更契約の締結）	32
報告第 10 号	専決処分の報告について（器物破損事故による 損害賠償の額を定めること）	34
報告第 11 号	専決処分の報告について（器物破損事故による 損害賠償の額を定めること）	36

議案第 1 号

久喜市教育委員会委員の任命について

久喜市教育委員会委員に次の者を任命することについて、議会の同意を求める。

住 所 久喜市菖蒲町柴山枝郷1928番地3

氏 名 しぶ や かつ み
渋 谷 克 美

生年月日 昭和33年11月19日

令和 8 年 5 月 1 8 日 提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市教育委員会委員渋谷克美の任期が令和8年5月20日で満了となるため、後任を任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第2号

久喜市監査委員の選任について

久喜市監査委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

住 所 久喜市葛梅2丁目3番地14

氏 名 かみ じょう あき ひろ
上 條 哲 弘

生年月日 昭和43年2月19日

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市監査委員春山千明の任期が令和8年4月24日で満了となったため、後任を選任することについて議会の同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第3号

久喜市監査委員の選任について

久喜市監査委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

住 所 久喜市葛梅1丁目17番地11

氏 名 わた なべ ま ゆみ
渡 辺 真 弓

生年月日 昭和46年4月21日

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市監査委員菊地雅之の任期が令和8年6月2日で満了となるため、後任を選任することについて議会の同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第4号

久喜市公平委員会委員の選任について

久喜市公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

住 所 久喜市久喜東2丁目3番4号

氏 名 えん どう ひで あき
遠 藤 秀 明

生年月日 昭和27年9月6日

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市公平委員会委員遠藤秀明の任期が令和8年6月2日で満了となるため、後任を選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第5号

久喜市公平委員会委員の選任について

久喜市公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

住 所 久喜市菖蒲町菖蒲350番地1

氏 名 なか むら み え こ
中 村 美 恵 子

生年月日 昭和38年5月18日

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市公平委員会委員中村美恵子の任期が令和8年6月2日で満了となるため、後任を選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第6号

久喜市公平委員会委員の選任について

久喜市公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

住 所 幸手市大字外国府間692番地

氏 名 よし だ よし お
吉 田 吉 雄

生年月日 昭和30年1月1日

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市公平委員会委員小倉健治の任期が令和8年6月2日で満了となるため、後任を選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第7号

久喜市固定資産評価員の選任について

久喜市固定資産評価員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○

氏 名 かど い まさ かず
門 井 雅 和

生年月日 昭和48年6月5日

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市固定資産評価員川田直美は、令和8年5月17日付けをもって辞職したため、後任を選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第404条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第1号

建設改良費の繰越額の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和7年度久喜市水道事業会計予算建設改良費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴志信智

令和7年度久喜市水道事業会計予算繰越計算書
 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						工事負担金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業	円 1,770,576,000	円 1,112,494,083	円 466,700,000	円 139,774,800	円 0	円 326,925,200	円 191,381,917	円 0	地下埋設物の撤去や 関係機関との調整な どに不測の日数を要 したことにより、年 度内の工事完了が困 難となったため。

報告第2号

継続費逓次繰越額の報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により、令和7年度久喜市水道事業会計予算継続費の逓次繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

令和7年度久喜市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度繰 越 額	翌年度繰越 額に係る 財源内訳	翌年度繰越 額に係る たな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度繰越 額	計				損益勘定 留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	佐間浄水場監視設備 更新工事	円 239,206,000	円 12,188,000	円 0	円 12,188,000	円 0	円 12,188,000	円 12,188,000	円 12,188,000	円 0
		八甫浄水場No.3 P C 配水池耐震補強及び 改修工事	円 832,810,000	円 415,866,000	円 0	円 415,866,000	円 308,380,000	円 107,486,000	円 107,486,000	円 107,486,000	円 0

報告第3号

建設改良費の繰越額の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和7年度久喜市下水道事業会計予算建設改良費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

令和7年度久喜市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
公共下水道 1 事業資本的 支出	1 建設改良費	污水管渠 建設改良事業	円 1,027,740,000	円 689,559,071	円 86,075,000	円 0	円 80,000,000	円 6,075,000	円 252,105,929	円 0	マンホールの更正や路線内で他企業と工事が重なるなど、不測の日数を要したことにより、年度内の工事完了が困難となったため。
		污水ポンプ場 建設改良事業	円 290,087,000	円 265,705,000	円 3,575,000	円 0	円 3,500,000	円 75,000	円 20,807,000	円 0	ポンプの材料の調達に不測の日数を要したことにより、年度内の工事完了が困難となったため。

報告第4号

専決処分の報告について（久喜市税条例の一部を改正する条例）

久喜市税条例（平成22年久喜市条例第61号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和8年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市税条例の一部を改正する条例

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。)」の次に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控

除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「 $\frac{7}{6}$ 」を「 $\frac{5}{3}$ 」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「 $\frac{4}{3}$ 」を「 $\frac{3}{2}$ 」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「 $\frac{4}{3}$ 」を「 $\frac{3}{2}$ 」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第26項を第23項とし、第27項を第24項とし、同条に次の1項を加える。

25 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は $\frac{3}{1}$ とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、

同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び同条第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び同条第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の久喜市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(久喜市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成26年久喜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

報告第5号

専決処分の報告について（久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例）

久喜市都市計画税条例（平成22年久喜市条例第63号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和8年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第24項を第25項とし、第19項から第23項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第18項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第14項から第16項まで」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項を附則第17項とし、附則第12項から第15項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、

障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

6 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の久喜市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第6号

専決処分の報告について（久喜市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例(別紙)

令和8年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(久喜市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第20条第1項第1号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 70円

第20条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 50円

第20条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20円

第20条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第20条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者に

つき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

(久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和8年久喜市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項各号列記以外の部分の改正規定中「及び同条第5項」を「並びに同条第5項本文」に、「エに掲げる額を減額して得た額」を「エ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第7号

専決処分の報告について（（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校校舎等整備
（建築）工事の請負変更契約の締結）

（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校校舎等整備（建築）工事の請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 契 約 の 目 的 (仮称)久喜市立鷲宮義務教育学校校舎等整備(建築)工事
- 2 変 更 請 負 金 額 3,476,792,000円
- 3 今回変更による増額 83,292,000円
- 4 契 約 の 相 手 方 埼玉県久喜市南4丁目3番4号
株式会社高橋組
代表取締役 高 橋 崇 剛

令和8年3月6日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第8号

専決処分の報告について（（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校校舎等整備
（電気設備）工事の請負変更契約の締結）

（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校校舎等整備（電気設備）工事の請負変更契約
を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定
により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- | | |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | (仮称)久喜市立鷺宮義務教育学校校舎等整備(電気設備)工事 |
| 2 変 更 請 負 金 額 | 457,182,000円 |
| 3 今回変更による増額 | 18,282,000円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県久喜市栗橋中央2丁目19番29号
横井電気工業株式会社
代表取締役 横 井 潤 |

令和8年3月6日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第9号

専決処分の報告について（（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校校舎等整備
（機械設備）工事の請負変更契約の締結）

（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校校舎等整備（機械設備）工事の請負変更契約
を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定
により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- | | |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | (仮称)久喜市立鷺宮義務教育学校校舎等整備(機械設備)工事 |
| 2 変 更 請 負 金 額 | 446,457,000円 |
| 3 今回変更による増額 | 17,457,000円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県久喜市西大輪2088番地1
株式会社旭クリエイト
代表取締役 白 石 謹 章 |

令和8年3月6日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第10号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和8年5月18日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 171,600 円
- 2 相手方 埼玉県さいたま市浦和区木崎4丁目1番1号
株式会社永旺企画
代表取締役 嘉 数 勤
- 3 事故の概要

令和7年12月19日午前10時30分頃、久喜市桜田一丁目地内の相手方駐車場内において、職員が公用車を後退させたところ、車両の後方部分が同地内の駐車場フェンスに接触し破損させた。

令和8年3月24日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第 1 1 号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 8 年 5 月 1 8 日 提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 165,902 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和8年3月4日午後2時45分頃、相手方が運転する乗用車が久喜市桜田三丁目地内の市道鷺宮782号線を走行中、路上に落ちていた久喜マラソン大会交通規制看板が風で舞い上がり、相手方の乗用車に接触し、車体の一部を破損させた。

令和8年4月8日

久喜市長 梅 田 修 一